

緩和ケアとともに 思いやりのある 地域社会を創る

Compassionate Communities:
Together for Palliative Care.

世界ホスピス緩和ケアデー 2023

10月14日(土)

ホスピス緩和ケア週間 2023

10月8日(日)~14日(土)



動画を募集します 投稿受付期間：2023年9月1日~10月31日まで



日本ホスピス緩和ケア協会・日本緩和医療学会・日本死の臨床研究会は、「世界ホスピス緩和ケアデー」を最終日とした一週間を「ホスピス緩和ケア週間」として、毎年、全国で啓発普及活動を進めています。

今年の「世界ホスピス緩和ケアデー」は、「緩和ケアとともに思いやりのある地域社会を創る」をテーマに世界各地で開催されます。

そこで日本では昨年に引き続きホスピス緩和ケアに関連する動画と共に「思いやりのある地域社会を創る」をテーマとした動画を募集します。ホスピス緩和ケア週間や世界ホスピス緩和ケアデーに各地域で行われるイベントやコンサートなども動画に撮って、お送りください。

◆ 問い合わせ先 ◆

〒259-0151 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口 1000-1
日野原記念ピースハウス病院内
日本ホスピス緩和ケア協会 事務局
TEL：0465-80-1381 E-mail：info@hpcj.org

思いやりのある地域社会

compassionate communities とは…

人々がお互いに思いやりに動かされて、お互いに支援し合う地域社会です。

高齢化が進み、必要とされる支援がますます増えていきます。病気を持つ者、介護する者が死に直面し、悲嘆を経験するとき、互いを支え、思いやりの輪を広げていくことが大切です。思いやりのある地域社会は、地理的な場所、社会的なグループにとどまらず、オンラインで繋がる人々も創ることができます。みなさんの身の回りで「思いやりのある地域社会」を目指して活動している様子を動画に撮って投稿してください。

もちろん、ホスピス緩和ケアに関連した、自由な題材で撮った動画の投稿も歓迎します。

投稿方法などの詳細は、裏面をご覧ください

ホスピス緩和ケア週間 2023に参加しよう!

①動画を撮影する

デジカメ、スマートフォン等、撮影に使用する機器は問いません。なるべく横画面での撮影をお願いいたします。



内容：・緩和ケア病棟やチーム、在宅緩和ケアの紹介、セミナー、ミニコンサートの様子などの動画
・「思いやりのある地域社会を創る」をテーマとした動画
※著作権、肖像権を侵害しないようご注意ください。
(アニメのキャラクター使用など)

時間：2～10分(最大10分)

容量：500MB以内

ファイル形式：MPEG4, MP4, FLV, MOV, AVI, WMV

投稿受付期間：2023年9月1日(金)～10月31日(火)まで

②事務局へ動画を送る

・Microsoft OneDrive
・Google Drive など
データ共有サービスをご利用ください。
また、動画登録フォームからタイトルやコメント等の登録をお願いいたします。



メール添付での送付は受付いたしません。

動画は容量が大きいためメール添付ではなく、データ送信サービス等を利用し、下記登録フォームから共有用のアドレスをお送りください。

また、施設名(団体名)、担当者、動画タイトル、コメント等もあわせてご登録ください。

【登録フォーム】

https://www.hpcj.org/hpcw/hpcw_index.html



③YouTubeにて一般公開

公開しましたら事務局から担当者へ動画のアドレスをメールでご連絡いたします。



ご登録いただいた動画は、YouTubeの「ホスピス緩和ケア週間チャンネル」に掲載いたします。

動画のアドレスが届きましたら、是非病院ホームページやSNS等でご紹介ください。

④実施報告

協会事務局で登録数や閲覧数をとりまとめ、協会ニュースレターに掲載します。



動画は継続して掲載いたします。削除を希望する場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

また、協会会員の施設の様子や活動を紹介する動画については、ホスピス緩和ケア週間終了後、協会ホームページの「会員名簿」からリンクを貼り、動画を閲覧できるようにする予定です。

【動画の取り扱いについて】

投稿された動画の著作権は投稿者または投稿者の所属先に帰属しますが、当協会はホスピス緩和ケア週間および関連する目的に限り、動画が無償で使用できるものとします。

また、当協会は、投稿データの撮影・投稿・公開に関連して投稿者、投稿者の所属先の関係者を含む一切の者に生じた損害に関して責任を負いません。第三者から権利侵害の主張や損害賠償請求などが行われた場合には、投稿者の責任において解決するものとします。

【動画でJASRAC管理の楽曲を使用する場合】

JASRAC管理楽曲を動画に使用することは、著作権侵害となるためできません。ただし、YouTubeはJASRACと許諾契約を締結しており、下記の二点を満たす場合に限り、動画に楽曲を使用しても著作権侵害にはなりません。

①自作の音源(自ら演奏、制作したもの)を使用している ②動画の内容・目的が広告ではない

参考：<https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html>